

一般社団法人ワールドスケートジャパン 国際競技大会派遣・国際間の交流に関する規程

第 1 条 総則

国際競技大会とは「世界選手権大会」「アジア選手権大会」並びに複数の参加国によって開催される国際大会及び国際間の交流をいう。

第 2 条 事業の承認

それぞれの国際大会への代表選手の基本的な派遣については、その年度当初の連盟総会の事業計画で承認されなければならない。

但し、年間事業決定後の国際事業については執行理事会で承認して総会で報告する。外国へのローラースポーツ留学、外国選手の日本招聘、外国との交流事業については、事前に本連盟と当該連盟との間で連絡を取り相互の承認を得なければならない。

第 3 条 選考手順

スピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、ローラーフリースタイル（スクーター）、ローラーアルペン・ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、インラインフリースタイルはそれぞれの代表選考競技大会を実施し、選考委員会を開催して代表選手を選出する。その結果は、もよりの執行理事会に文書をもって提出し承認を受けなければならない。

選考競技会の開催、代表選手の選考が諸般の事情でできない場合は、会長並びに競技力向上委員長宛に文書によって申請、承認を求めることができる。

第 4 条 連盟の手順

執行理事会で、選手団の編成並びに構成氏名等を決定後、連盟会長名において、所属団体長並びに、学校、勤務先に派遣文書を発信する。

第 5 条 日程・役員の選出

選手団の編成に於いて正式役員以外に同行者（国際審判員・補欠選手・視察員等）がある場合は、選手団の派遣日程提出と同時に、同行者名簿を提出し連盟の了承を受けなければならない。

第 6 条 保険への加入

連盟は代表選手団の役員・選手に対し、海外旅行保険に加入しなければならない。

第 7 条 誓約書の提出

代表選手団の役員・選手は所定の誓約書に署名・捺印して提出する。

第 8 条 参加申込書

国際大会の参加申込書の送付にあたっては、必ず所定の用紙に記入し、連盟会長・もしくは委員長の署名を入れて送付する。

第 9 条 報告

国際大会参加選手団の代表役員は帰国後 2 週間以内に公式記録・報告書を連盟事務局に提出しなければならない。

又、連盟ニュースへの原稿・写真等は役員・選手の代表が作成提出する。

第 10 条 規程の遵守

それぞれの競技部門委員会が、本規程を遵守せず連盟の指示に反する行為のあった場合は、その派遣事業の責任者に対し、当該競技委員会で調査検討し、その内容を執行理事会に報告する。執行理事会はその内容を検討して速やかに対処し、処罰を適用する。

処罰の内容は「注意」「戒告・始末書」「一時資格停止」「資格停止」「除名」等がある。

第 11 条 この規程は一般社団法人ワールドスケートジャパン執行理事会に諮り変更することができる。

付 則

1. この規程は平成 3 年 9 月 1 5 日之を施行する。

1. この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日之を改正実施する。

1. この規程は平成 2 3 年 5 月 1 4 日之を改正実施する。

1. この規程は平成 2 7 年 5 月 1 4 日之を改正実施する。

1. この規程は平成 3 0 年 5 月 1 2 日之を改正実施する。

1. この規程は令和元年 9 月 1 日之を改正実施する。